

小松市立西部児童センター 指定管理者募集要項

令和7年9月

―― 問い合わせ先 ――

小松市こども家庭部子育て環境課
〒923-8650 小松市小馬出町91番地
(小松市役所低層棟1階)
TEL 0761-24-8176
FAX 0761-24-4312
E-mail jidou@city.komatsu.lg.jp

目 次

1	対象施設の概要	1
2	指定管理者が行う業務	1
3	指定期間	1
4	管理運営経費等	2
5	児童センターの使用料等	2
6	応募の資格等	2
7	募集要項及び仕様書の配布	4
8	提出書類等	4
9	応募予定者説明会の開催	5
10	募集内容等に係る質問の受付	6
11	応募申請書受付期間及び提出先	6
12	応募に関する留意事項	6
13	指定管理者の選定及び指定等	7
14	スケジュール	7
15	問い合わせ先	8
16	様式集	別添

様式第1号（指定管理者指定申請書）

様式第2号（管理運営事業提案書）

様式第3号（指定管理者事業計画書）

様式第4号（管理運営業務の収支計画書）

様式第5号（管理運営業務収支計画年次表）

様式第6号（類似施設等管理運営実績表）

様式第7号（市税滞納有無調査承諾書）

様式第8号（誓約書）

様式第9号（職員・従業員等調書）

様式第10号（法人等概要書）

様式第11号（共同体構成員届）

様式第12号（管理運営業務に関する共同体協定書）

様式第13号（委任状）

様式第14号（指定管理者募集に係る説明会申込書）

様式第15号（指定管理者申請に係る質疑書）

様式第16号（指定管理者指定申請辞退届）

別記様式1（賃金水準スライド対象人件費計算書）

17 資料（平面図ほか）・・・・・・・・・・・・・・・・ 別添

募 集 要 項

小松市立西部児童センターの指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に定める指定管理者）を募集します。

1 対象施設の概要

(1) 名称

小松市立西部児童センター（以下「児童センター」という。）

(2) 所在地

小松市下牧町ニ34番地

(3) 施設規模

構造 鉄筋コンクリート造 平屋建て

延床面積 370.15 m²

敷地面積 645.49 m²

(4) 施設内容（主なもの）

・建物

遊戯室，集会室兼図書室，児童クラブ室，事務室，倉庫，便所，玄関，ホール

2 指定管理者が行う業務

- (1) 児童センターの使用に関すること。
- (2) 小松市立児童館条例（昭和55年小松市条例第18号）第5条の事業の実施に関すること。
- (3) 放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童クラブ」という。）に関すること。
- (4) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- (5) その他児童館の管理上市長が必要と認める業務。

※ 業務の詳細は、「小松市立西部児童センター指定管理者仕様書」で示します。

3 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

指定期間中，会計年度（4月1日から翌年3月31日まで，以下同じ。）ごとに，小松市と細目を定める協定を締結するものとします。

4 管理運営費等

管理運営に係る小松市からの管理委託料は、協定書に基づき四半期ごと（予定）に支払います。

令和8年度の管理委託料は、児童センター（指定管理者委託料）は10,409千円（うち修繕費300千円は年度末に精算）を上限とし、放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業運営費分）は8,293千円（令和7年度概算見込額）を参考としてください。なお、放課後児童健全育成事業運営費については、登録者数の多少による職員の配置基準の増減及び開設日数等の増減等の理由により、金額を変更することがあります。各年度の管理委託料は年度協定で定めることとします。

過去2年間の維持管理費用等は、児童センターについては子育て環境課で、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）については生涯学習課で提示します。

また、賃金水準の変動については、提案いただいた人件費のうち給与等を、賃金水準の変動に応じて見直すことで、2年目以降の指定管理料に反映していきます。（以下、この仕組みを「賃金水準スライド制度」という。）賃金水準スライド制度の詳細については、別添「指定管理者制度における賃金スライド制度の手引き」を参照してください。

※なお、賃金水準スライド制度については、児童センターのみに適用します。

5 児童センターの使用料等

児童センターの使用は、無料とします。従って、使用料はありません。ただし、放課後児童クラブの利用者から徴収する利用料は、指定管理者の収入として取り扱います。

6 応募の資格等

(1) 応募者の資格

- ① 応募者は、指定期間中において、安全円滑に児童センターを管理運営できる次の法人その他の団体又は複数の法人等が共同する団体（以下「法人等」という。）であることとします。

ア 公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人、特例財団法人

イ 社会福祉法人

ウ 次の要件を満たす上記ア及びイ以外の者

(ア) 児童センターを設置及び運営するために必要な経済的基礎があること。

(イ) 社会的信望を有すること。

(ウ) 実務を担当する幹部職員に、児童福祉及び社会福祉事業についての知識経験を有する者を含むこと。

(エ) 児童センターの運営事業の経理区分が明確にできる等、財務内容が適正であること。

② 法人等及び共同体の代表構成員は、小松市内に事務所を設置していることとします。

(2) 欠格事項

次に該当する法人等(その他の団体等は代表者)は、応募者になることはできません。

① 法律行為を行う能力を有しないもの

② 破産者で復権を得ないもの

③ 会社更生法、民事再生法等により更生又は再生手続を開始している法人

④ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項(同項を準用する場合を含む。)の規定により小松市における一般競争入札等の参加を制限されているもの

⑤ 小松市における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げたもの又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したもの

⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うもの

⑦ 税を滞納しているもの

⑧ 地方自治法第92条の2(議員の兼業禁止)、第142条(長の兼業禁止)、第166条(副市長の兼業禁止)及び第180条の5(委員会の委員及び委員の兼業禁止)に該当するもの。ただし、法施行令第122条及び第133条(市が資本金、資本金その他これらに準ずるものの二分の一以上出資している法人)に該当する場合を除く。

⑨ 指定管理者(共同事業体の場合は構成団体も含む)になろうとする法人又はその役員が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)」第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体に該当する場合

なお、応募以後、上記の欠格事項に該当した場合、指定管理者の候補者となることができません。

7 募集要項及び仕様書の配布

配布期間 : 令和7年9月19日(金)から令和7年10月20日(月)まで。

ただし、土・日及び祝・祭日を除きます。

配布時間 : 午前9時から午後5時まで

配布場所 : 小松市こども家庭部子育て環境課(小松市役所低層棟1階)

〒923-8650 小松市小馬出町91番地

TEL 0761-24-8176 / FAX 0761-24-4312

郵 送 : 郵送を希望される場合は、320円分(参考: 定形外・250g以内の料金)の切手を貼った返信用封筒を同封のうえ、上記までご請求ください。

インターネット : 小松市のホームページアドレスからもダウンロードできます。

<https://www.city.komatsu.lg.jp/soshiki/1010/kounoshisetsu/2/3153.html>

8 提出書類等

申請は、次の必要な書類を作成のうえ、提出してください。

なお、共同体による申請の場合は、下記の提出書類中「⑦ 申請する法人等に関する書類」は、構成員であるすべての法人等のものも併せて提出してください。

※様式4・5号は、児童センター分(様式4・5号-1)、放課後児童クラブ分(様式4・5号-2)を各々提出してください。

(1) 提出部数

提出書類は、原本1部、副本6部を提出してください。

(2) 提出書類

- | | | |
|---------------------------|------------------|-------|
| ① 指定管理者指定申請書 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 様式第1号 |
| ② 管理運営事業提案書 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 様式第2号 |
| ア 指定管理者事業計画書 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 様式第3号 |
| イ 管理運営業務の収支計画書(令和8~12年度)※ | ・・・・・・・・ | 様式第4号 |
| ウ 管理運営業務収支計画年次表 ※ | ・・・・・・・・ | 様式第5号 |

- ③ 類似施設等管理運営実績表 様式第 6 号
- ④ 市税滞納有無調査承諾書 様式第 7 号
- ⑤ 誓約書 様式第 8 号
- ⑥ 職員・従業員等調書 様式第 9 号
- ⑦ 申請する法人等に関する書類
 - ア 定款，寄付行為，規約その他これに代わる書類
 - イ 法人にあっては当該法人の登記事項証明書，法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し（代表者が外国人の場合にあっては，外国人登録証明書の写し）
 - ウ 申請を行う日の属する事業年度の収支予算書並びに直近 2 事業年度の事業報告書，貸借対照表及び損益計算書又はこれに類するもの
 - エ 法人等の国税及び県税の納税証明書
 - オ 法人等概要書 様式第10号
- ⑧ 共同体構成員届（共同体の場合） 様式第11号
- ⑨ 管理運営業務に関する共同体協定書の写（共同体の場合） 様式第12号
- ⑩ 委任状（共同体の場合） 様式第13号
- ⑪ 説明会参加申込書 様式第14号
- ⑫ 指定管理者申請に係る質疑書 様式第15号
- ⑬ 賃金水準スライド対象人件費計算書 別記様式 1
- ⑭ その他市が必要であると認める書類

9 応募予定者説明会の開催

応募方法，応募書類，指定管理者業務等についての説明会を開催します。

日 時 : **令和 7 年 9 月 25 日（木）10 時 15 分から**

場 所 : 小松市役所 2 階（204 会議室）

参加申込 : 所定の用紙（様式第 14 号）に必要事項を記入のうえ，持参，郵送，FAX
又は電子メールにより，小松市子育て環境課宛に申し込んでください。

申込締切 : **令和 7 年 9 月 24 日（水）正午までに必着**

留意事項 : 参加人数は，1 申請者に付き 2 名までとしてください。

10 募集内容に係る質問の受付

受付期間 : **令和7年9月26日（金）から10月6日（月）まで**

午前9時から午後5時まで ただし、土日及び祝祭日は除きます。

質問方法 : 所定の用紙（様式第15号）に記入のうえ、持参、郵送、FAX又は電子メールにより、小松市子育て環境課宛に提出してください。

回答方法 : 受け付けた質問に対する回答は、**令和7年10月10日（金）**を最終回答日とし、質問者及び説明会に参加された法人等にFAX又は電子メールにて回答いたします。それ以外の方は「15 問い合わせ先」までご連絡ください。

※ 質問内容が法人等独自に係るものと判断されるものについては当該法人等のみに回答し、それ以外についてはすべての法人等に回答します。

11 応募申請書受付期間及び提出先

受付期間 : **令和7年9月19日（金）から令和7年10月20日（月）まで**

午前9時から午後5時まで（ただし、土・日及び祝・祭日を除く）

提出先 : 小松市子育て環境課（小松市役所低層棟1階）

受付方法 : 応募申請書一式は必ず持参により提出してください。

12 応募に関する留意事項

- (1) 上記各種書類の内、持参以外で郵送、FAX又は電子メールにて提出した場合は、届いているかどうかの電話確認をしてください。
- (2) 本件業務に従事する本件関係者に対して、本件業務についての接触を禁止いたします。接触の事実が認められた場合、失格となることがあります。
- (3) 提出された応募書類の内容を変更することはできません。（ただし、軽微な変更を除く。）
- (4) 応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- (5) 応募書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- (6) 応募書類について公表する場合その他小松市が必要と認めるときは、小松市は提出書類等の全部又は一部を無償で利用できるものとします。
- (7) 応募申請後に辞退する場合は、辞退届（様式第16号）を提出してください。
- (8) 応募に関して必要となる費用は、すべて応募団体の負担とします。
- (9) 小松市が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合もあります。

13 指定管理者の選定及び指定等

(1) 指定管理者の選定方式

指定管理者候補者は選定協議会での協議を経て決定します。

(2) 応募者の審査

応募者が1者であった場合には書類審査にて、応募者が2者以上であった場合には加えて面接審査（10分間のプレゼンテーション及び質疑応答）により選考します。面接審査の日程、内容等の詳細については後日あらためて通知します。

(3) 選定結果の通知

応募者全員に対し、文書で通知します。

選定結果はホームページ等で公表の予定です。

(4) 協定の締結

指定議案の議決後、正式に協定を締結します。

(5) その他

ア 小松市議会の議決を経るまでの期間、指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事情が生じたときは、指定管理者に指定しないことがあります。

イ 小松市議会の議決が得られなかった場合、準備のために支出した費用等については、一切補償しないものとします。

ウ 指定管理者が行う施設の管理の適正を期すために小松市が行う指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと小松市が認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。

14 スケジュール

指定管理者による指定管理開始までのスケジュールは次のとおり予定しています。

令和7年9月19日～令和7年10月20日	募集要項の配布
令和7年9月25日	応募予定者説明会
令和7年9月26日～令和7年10月6日	質問の受付
令和7年9月19日～令和7年10月20日	申請の受付

令和 7 年 10 月(予定)	指定管理者選定協議会の開催
令和 7 年 11 月中(予定)	選定結果の公表
令和 7 年 12 月 (12 月議会)	指定管理者の指定の議決
令和 8 年 3 月 31 日まで	協定の締結, 事務の引き継ぎ
令和 8 年 4 月 1 日～	指定管理者による指定の開始

15 問い合わせ先

〒923-8650 小松市小馬出町91番地

○児童センターについて

小松市こども家庭部 子育て環境課（小松市役所低層棟 1 階） 担当：田中

TEL 0761-24-8176 / FAX 0761-24-4312 / E-mail jidou@city.komatsu.lg.jp

○放課後児童クラブについて

小松市教育委員会事務局 生涯学習課（小松市役所高層棟 6 階） 担当：林

TEL 0761-24-8128 / FAX 0761-23-3563 / E-mail seishou@city.komatsu.lg.jp